

仙台市学校給食運営審議会 委員名簿

(任期：平成30年11月12日まで)

	氏名	役職名	選出区分	継続 新任 の別	備考
委員	イワサキ ナオコ 岩崎 奈緒子	仙台市学校薬剤師会理事	学識経験者	継	
	カシワザキ ジュン 柏崎 潤	一般社団法人仙台歯科医師会理事		継	
	カワムラ カズヒサ 川村 和久	一般社団法人仙台市医師会理事		継	
	キクチ タカヨシ 菊地 崇良	仙台市議会議員		継	
	タノノ クミコ 丹野 久美子	宮城学院女子大学食品栄養学科准教授		継	
	ワカナ クミコ 若狭 久美子	特定非営利活動法人 仙台・みやぎ消費者支援ネット 副代表理事		継	
	ソネ ユミコ 曾根 由美子	仙台市立泉ヶ丘小学校校長	小、中学校の校長	新	給食センター方式 (野村学校給食センター)
	タカハシ ジョンコ 高橋 順子	仙台市立北仙台中学校校長	小、中学校の校長	新	給食センター方式 (南吉成学校給食センター)
	オオイズミ ユキコ 大泉 由紀子	仙台市小学校教育研究会 学校給食研究部会栄養教諭・学校栄養職員 部会長	学校給食研究 団体の代表	継	単独調理校方式
	クマガイ カズヒロ 熊谷 和裕	仙台市小学校教育研究会 学校給食研究部会長		継	単独調理校方式
	コイワ ケスコ 小岩 康子	仙台市中学校教育研究会 学校給食研究部会長		継	単独調理校方式
	モンドウ ミチ子 遠藤 みち子	仙台市立台原小学校父母教師会会長	児童及び生徒の 保護者	継	給食センター方式 (荒巻学校給食センター)
	カシワギ トモコ 柏木 朋子	仙台市立新田小学校父母教師会会長		継	単独調理校方式
	チバ シノブ 千葉 しのぶ	仙台市立寺岡中学校父母教師会会長		継	単独調理校方式
	ムカイジョウ チナツ 向所 千夏	仙台市立長町中学校父母教師会会長		継	給食センター方式 (太白学校給食センター)
メグロ ユミコ 目黒 由美子	仙台市立将監小学校PTA会長	継		給食センター方式 (野村学校給食センター)	

(選出区分別、委員氏名五十音順、敬称略)

平成29年度 仙台市学校給食関係職員一覧

職 名	氏 名
教 育 長	オオ 大 越 裕 光
副 教 育 長	カ 加 藤 邦 治
次 長	サ 佐 藤 正 幸
総 務 企 画 部 長	キ 木 村 賢 治 朗
参事 兼 健康教育課長	シ 清 水 義 明
健康教育課 主 幹	ヒ 廣 瀬 清 文
" 給食運営係長	カ 金 田 佳 紀
" 給食施設係長	ワ 渡 辺 勘 弥
" 給食運営係主査	カ 鎌 田 千 佳
" 給食運営係主査	ユ 結 城 典 久
" 給食施設係主査	チ 千 葉 広 美
" 給食運営係指導主事	サイ 齋 藤 ミ ユ キ
太白学校給食センター所長	ヨ 横 山 浩
荒巻学校給食センター所長	セ 瀬 川 宏
高砂学校給食センター所長	ナ 中 田 秀 行
野村学校給食センター所長	オ 小 野 寺 利 典
南吉成学校給食センター所長	シ 白 鳥 昌 敏

○仙台市学校給食運営審議会条例

昭和五一年三月三十一日
仙台市条例第三号

(設置)

第一条 教育委員会の諮問に応じ、市立義務教育諸学校における学校給食の業務の運営に関する重要な事項を調査審議させるため、仙台市学校給食運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

(平一三、三・改正)

(組織)

第二条 審議会は、委員十七人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 小、中学校の校長
- 三 学校給食研究団体の代表者
- 四 児童及び生徒の保護者
- 五 関係行政機関の代表者

(昭六二、九・改正)

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長一人を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第五条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(平一三、三・旧第七条繰上)

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭六二、九・改正)

この条例は、昭和六十二年十一月一日から施行する。

附 則(平一三、三・改正)

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

仙台市学校給食運営審議会実施要領

(平成7年3月27日教育長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、仙台市学校給食運営審議会の会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 仙台市情報公開条例（平成3年仙台市条例第2号）第6条に規定する情報を取り扱うことが明らかな場合
- (2) 非公開とすべき旨の出席委員の発議に対して出席委員の3分の2以上の同意があった場合
- (3) 次回の会議の公開について、非公開とするかどうかの決定を会長に一任することにつき、出席委員の3分の2以上の同意があり、かつ、会長が非公開とする決定をした場合

(会議の傍聴)

第3条 会議を傍聴しようとするものは、受付において住所、氏名等を備付けの用紙に記入しなければならない。

- 2 傍聴席の定員は原則として20名とし、傍聴希望者が定員を超えた場合は、先着順により決定する。ただし、会場等の都合により、これにより難しい場合は、会長がその都度、別に定員を定める。
- 3 傍聴人が傍聴席に入場するときは、係員の指示に従い、指定された席に着かなければならない。
- 4 凶器その他危険な物を持っている者、酒気を帯びている者その他議事の運営に支障を及ぼすと認められる者は、入場することができない。
- 5 傍聴人は次の事項を守らなければならない。
 - (1) 会議中は、静かに傍聴し、拍手をしたり発言をする等会議の進行を妨げるような行為をしないこと
 - (2) はち巻、腕章の類をする等示威的な行為をしないこと
 - (3) 飲食又は喫煙をしないこと
 - (4) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長がこれを認めた場合はこの限りではない。
 - (5) 他の傍聴人の迷惑になるような行為は行わないこと
 - (6) その他、議場の秩序を乱し、又は会議を妨害するような行為をしないこと
 - (7) 係員から指示があった場合は、速やかに従うこと
- 6 会長は、次の場合には傍聴人に対して、その行為を制止し、又は退場を命ずることができる。
 - (1) 傍聴人が前項の規定に反したとき
 - (2) 議場の秩序をみだすおそれがあるとき
 - (3) その他議事の運営上必要があると認めるとき
- 7 傍聴人には、非公開の部分を除いた議案及び会議資料を原則として配付する。
- 8 非公開の部分を除いた議案及び会議資料については、会議終了後、仙台市市政情報センター及び各区情報センター（以下、「センター」という。）において、市民等の閲覧に供するものとする。

(会議録の作成)

第4条 会議の次第は、会議録に記載しなければならない。

- 2 会議録は、事務局において作成する。
- 3 会議録は、原則として要点筆記の方法による。

(会議録の記載事項)

第5条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会議の年月日
- (2) 開会及び閉会の時刻
- (3) 出席委員の氏名
- (4) 出席事務局職員の職氏名
- (5) 説明のために出席した者の職氏名
- (6) 議案
- (7) 議事の経過
- (8) その他会議において必要と認める事項

(会議録の署名)

第6条 会議録には、会長及び会長の指名した委員1名が署名しなければならない。

- 2 署名後の会議録については、その写し(非公開の部分は除く。)をセンターにおいて市民等の閲覧に供するものとする。

(議場の秩序維持)

第7条 会長は、議場の秩序維持に努めなければならない。

- 2 会長は、前項の秩序維持のため、必要な措置を執ることができる。

(その他)

第8条 その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育局総務企画部健康教育課において処理する。

附則

この要領は、平成7年4月1日から実施する。

附則(平成11年8月31日改正)

この改正は、平成11年8月31日から実施する。

附則(平成13年3月16日改正)

この改正は、平成13年4月1日から実施する。

1 本市の学校給食における給与栄養量及び充足率

【小学校(3・4年生)】

区分	単位	平成28年度			平成29年度		
		仙台市の学校給食摂取基準	給与栄養量(充足率)		仙台市の学校給食摂取基準	給与栄養量(充足率)	
エネルギー	kcal	637	625	(98%)	637	621	(97%)
たんぱく質	g	24.0	25.0	(104%)	23.9	25.1	(105%)
脂質	g	学校給食による摂取エネルギー全体の25～30%					
カルシウム	mg	350	347	(99%)	350	345	(99%)
鉄	mg	3.0	2.2	(73%)	3.0	2.1	(70%)
ビタミンA	μgRE	170	225	(132%)	170	225	(132%)
ビタミンB1	mg	0.40	0.36	(90%)	0.40	0.36	(90%)
ビタミンB2	mg	0.40	0.52	(130%)	0.40	0.52	(130%)
ビタミンC	mg	20	27	(135%)	20	27	(135%)
食物繊維	g	5.0	4.3	(86%)	5.0	4.1	(82%)
ナトリウム(食塩相当量)	g	2.5	2.7	(108%)	2.5	2.7	(108%)

【中学校】

区分	単位	平成28年度			平成29年度		
		仙台市の学校給食摂取基準	給与栄養量(充足率)		仙台市の学校給食摂取基準	給与栄養量(充足率)	
エネルギー	kcal	815	818	(100%)	817	818	(100%)
たんぱく質	g	30.0	31.0	(103%)	30.7	31.1	(101%)
脂質	g	学校給食による摂取エネルギー全体の25～30%					
カルシウム	mg	450	386	(86%)	450	377	(84%)
鉄	mg	4.0	3.0	(75%)	4.0	2.9	(73%)
ビタミンA	μgRE	300	284	(95%)	300	293	(98%)
ビタミンB1	mg	0.50	0.44	(88%)	0.50	0.45	(90%)
ビタミンB2	mg	0.60	0.60	(100%)	0.60	0.60	(100%)
ビタミンC	mg	35	32	(91%)	35	32	(91%)
食物繊維	g	6.5	5.5	(85%)	6.5	5.2	(80%)
ナトリウム(食塩相当量)	g	3.0	3.5	(117%)	3.0	3.4	(113%)

※「仙台市の学校給食摂取基準」は、本市単独調理校及び給食センターごとに算定した値の平均値。

※「給与栄養量」は、6月と11月の本市単独調理校及び給食センターの平均値。平成29年度は6月のみの平均値。

2 主食・牛乳の価格動向及び副食費(食材購入可能額)の推移

小学校

(単位：円)

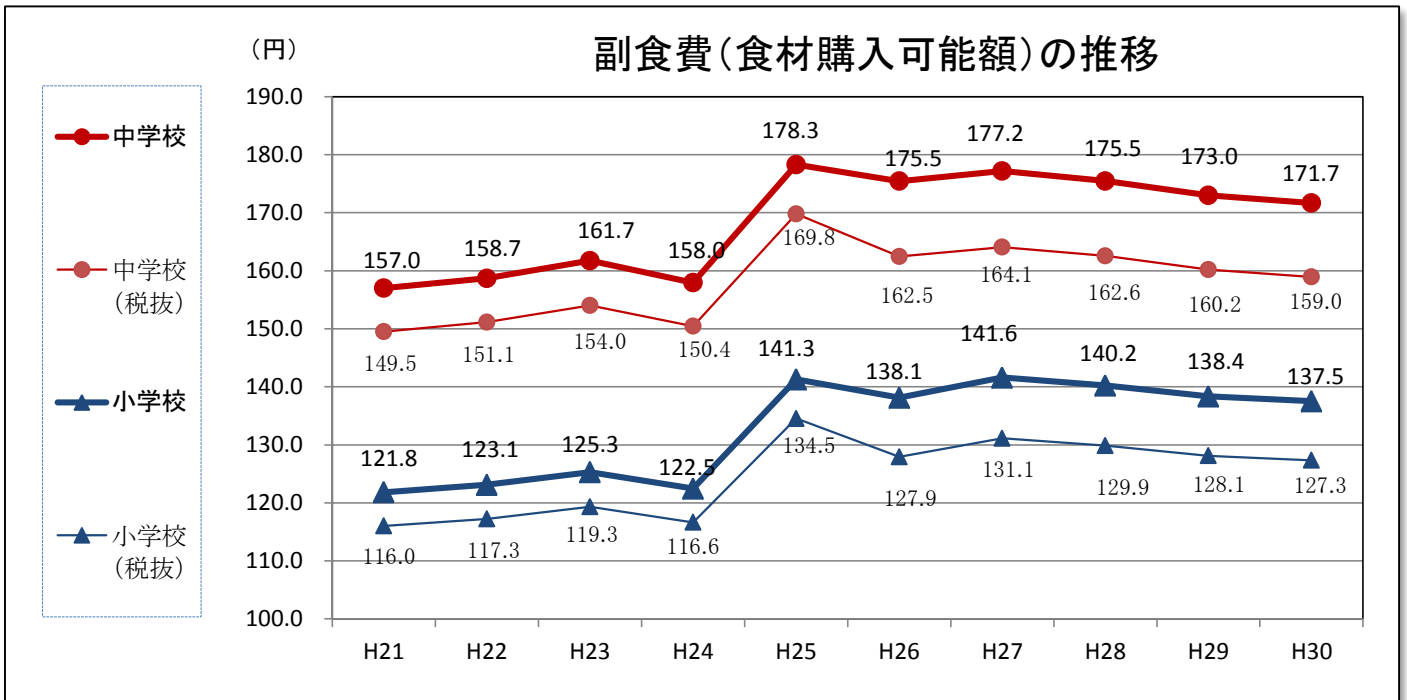
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (見込)
給食費(A)	225.0	225.0	225.0	225.0	245.0	245.0	245.0	245.0	245.0	245.0
主食価格(B)	59.7	58.8	56.5	59.2	60.5	61.1	57.0	57.9	59.6	60.5
パン(規格パン60g) H27以降は50g	48.2	47.0	46.9	47.7	47.3	49.4	47.9	48.8	49.0	49.2
米飯(80g) H27以降は70g	67.4	66.6	62.9	66.8	69.2	68.8	63.0	63.9	66.7	67.9
牛乳価格(C)	43.4	43.1	43.2	43.4	43.3	45.8	46.4	46.9	47.0	47.0
副食費(A-B-C)	121.8	123.1	125.3	122.5	141.3	138.1	141.6	140.2	138.4	137.5

中学校

(単位：円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (見込)
給食費(A)	268.0	268.0	268.0	268.0	290.0	290.0	290.0	290.0	290.0	290.0
主食価格(B)	67.6	66.2	63.1	66.7	68.5	68.7	66.4	67.6	70.0	71.3
パン(規格パン80g)	52.3	50.5	50.4	51.4	50.9	53.3	53.8	54.7	54.7	55.1
米飯(110g)	77.8	76.7	71.5	76.8	80.1	79.0	74.7	76.2	80.1	82.1
牛乳価格(C)	43.4	43.1	43.2	43.4	43.3	45.8	46.4	46.9	47.0	47.0
副食費(A-B-C)	157.0	158.7	161.7	158.0	178.3	175.5	177.2	175.5	173.0	171.7

- ※ 4月1日契約時の単価に消費税を含む。但し、平成25年度までは税率5%、26年度以降は税率8%。
- ※ 主食価格はパン及び米飯の実施割合(パン2回/週、米飯3回/週)に応じて加重平均して得たもの。
- ※ 副食費は、給食費より主食価格及び牛乳価格を減じて得たもの。
- ※ 平成27年度以降は、小学校(低学年・中学年)の主食を10g減としている。



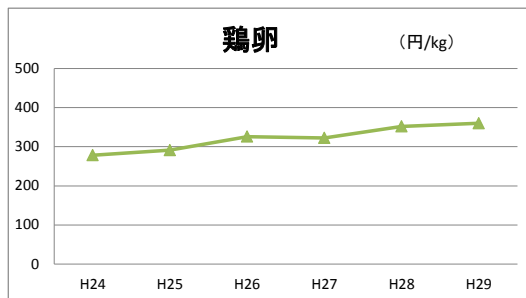
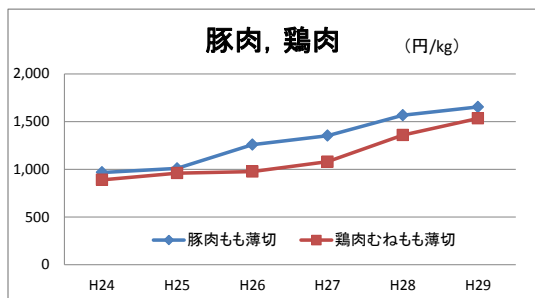
3 給食用物資契約単価推移

食材価格の動向①

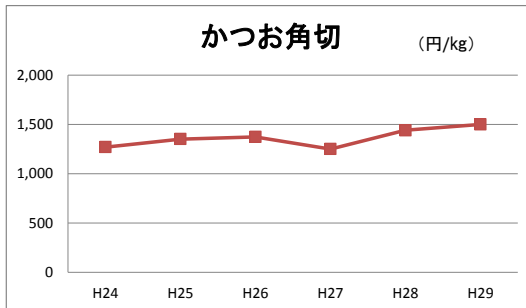
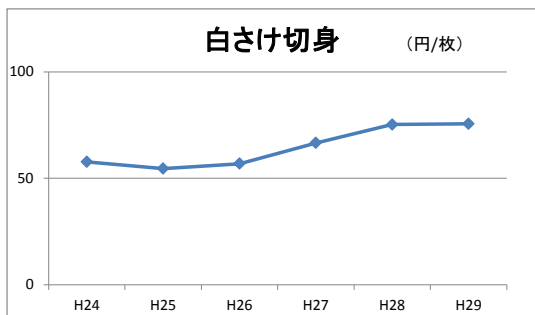
※消費税込み

(荒巻学校給食センター月契約物資の年間平均価格)

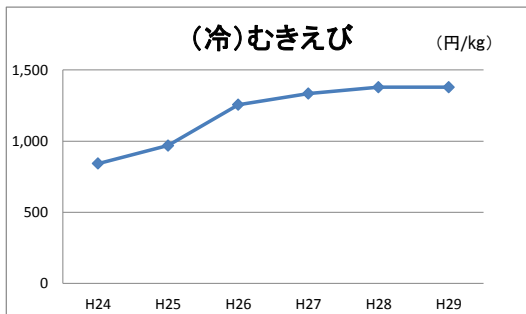
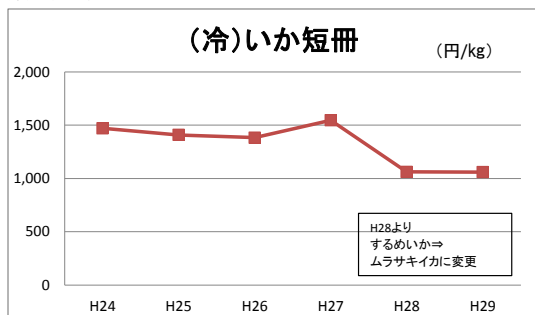
A類(食肉・鶏卵)



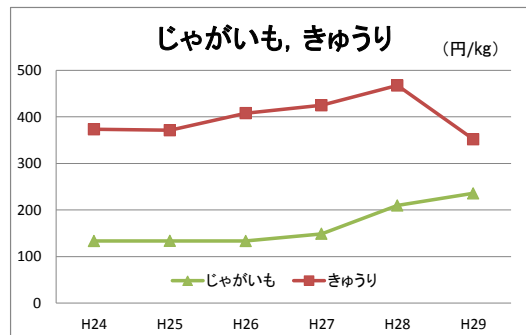
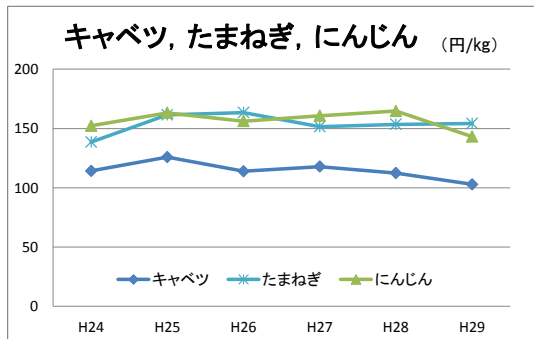
B類(魚・練り物)



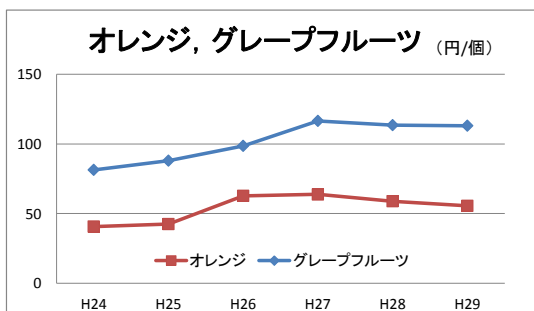
C類(冷凍食品)



F類(野菜)



G類(果物)

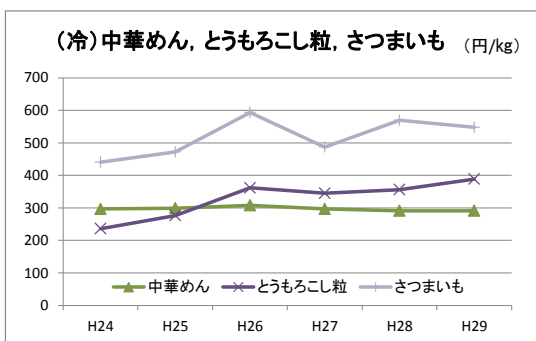
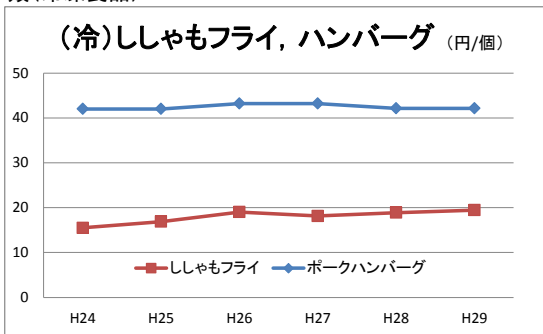


食材価格の動向②

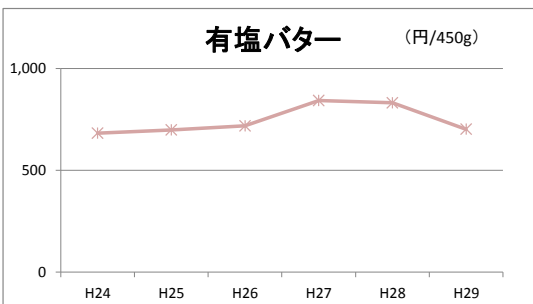
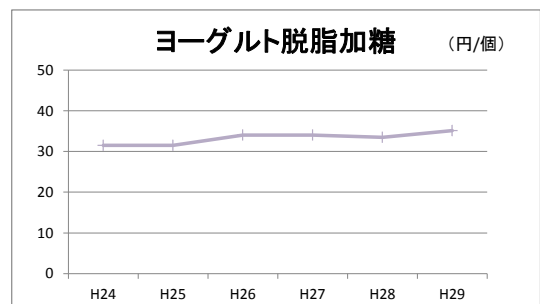
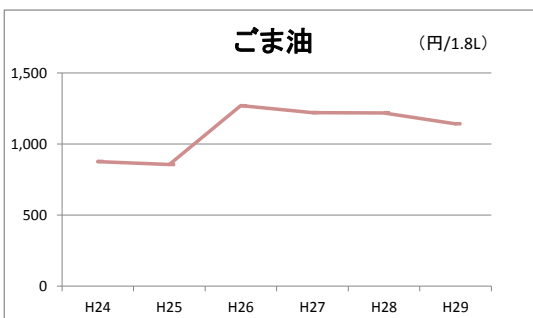
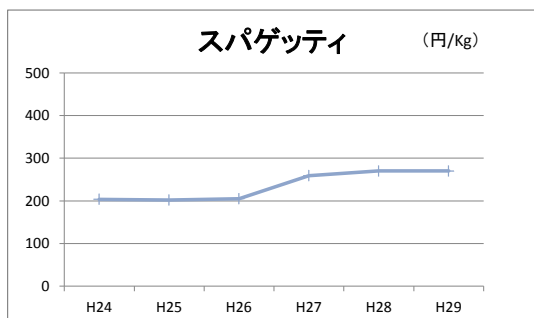
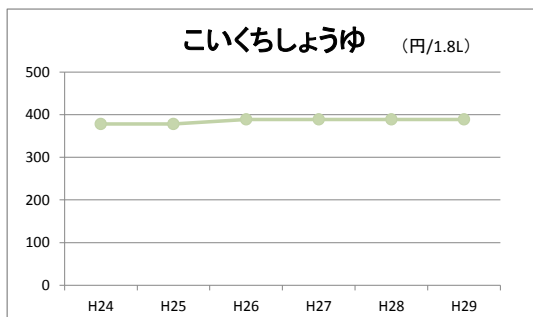
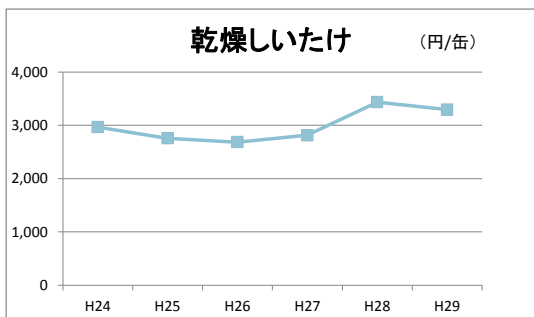
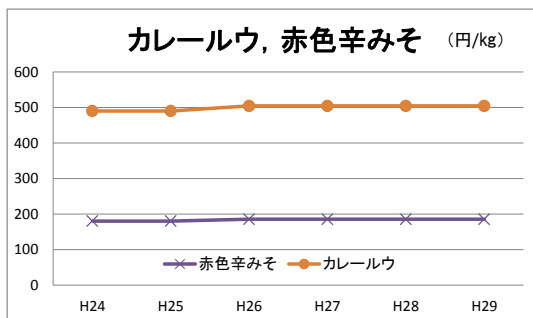
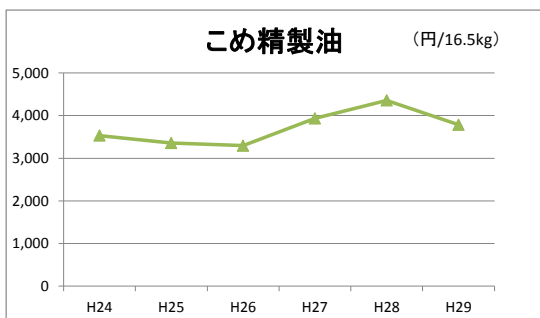
※消費税込み

(仙台市学校給食会による年間または前・後期契約での共同購入価格)

C類(冷凍食品)



H類(一般物資)



4 他都市の学校給食費の状況

(平成29年11月現在)

(1)宮城県内都市

	小学校	中学校
平均値	259円	311円
仙台市	245円	290円
登米市	241円	300円
東松島市	265円	326円
白石市	276円	332円
石巻市	246円	293円
多賀城市	254円	298円
名取市	255円	310円
角田市	257円	308円
塩竈市	263円	315円
気仙沼市	275円	337円
岩沼市	280円	325円
栗原市	274円	327円
大崎市	250円	309円
富谷市	240円	285円

(2)政令指定都市

	小学校（高学年）	中学校
平均値	252 円	305 円
仙台市	245 円	290 円
札幌市	253 円	299 円
さいたま市	244 円	298 円
千葉市	273 円	290 円
川崎市	240 円	320 円
横浜市	234 円	未実施
相模原市	260 円	295 円
新潟市	281 円	343 円
静岡市	280 円	325 円
浜松市	291 円	350 円
名古屋市	226 円	277 円
京都市	262 円	310 円
大阪市	233 円	300 円
堺市	235 円	310 円
神戸市	260 円	300 円
岡山市	265 円	317 円
広島市	250 円	300 円
北九州市	228 円	289 円
福岡市	243 円	289 円
熊本市	243 円	295 円

5 平成28年度児童生徒の身長及び体重平均値

性別	種別		受検者数 (人)	身長 (cm)			体重 (kg)		
	学校別	学年		仙台市	宮城県	全国	仙台市	宮城県	全国
男子	小学校	1	4,461	116.9	117.0	116.5	21.5	21.9	21.4
		2	4,585	122.9	122.8	122.5	24.4	24.4	24.0
		3	4,541	128.5	128.3	128.1	27.5	28.0	27.2
		4	4,507	134.2	134.0	133.6	31.0	31.4	30.6
		5	4,334	139.5	139.3	138.8	34.8	35.6	34.0
		6	4,337	146.0	146.4	145.2	39.6	41.1	38.4
	中学校	1	4,447	153.6	153.8	152.7	44.9	46.1	44.0
		2	4,389	161.0	160.6	159.9	49.6	50.5	48.8
		3	4,486	166.0	165.6	165.2	54.3	55.1	53.9
女子	小学校	1	4,291	116.0	116.4	115.6	21.1	21.4	20.9
		2	4,424	122.2	122.3	121.5	23.7	23.8	23.5
		3	4,263	127.8	127.9	127.2	26.7	27.6	26.4
		4	4,232	133.8	134.1	133.4	30.3	31.2	29.8
		5	4,047	140.9	140.7	140.2	34.8	35.1	34.0
		6	4,134	147.4	147.0	146.8	39.6	39.5	39.0
	中学校	1	4,224	152.3	152.6	151.9	44.4	45.6	43.7
		2	4,195	155.2	155.4	154.8	47.6	49.0	47.2
		3	4,214	156.7	156.5	156.5	50.5	50.9	50.0

注1：全国及び宮城県の数値は「平成28年度学校保健統計調査（速報）」による。

【参考】 学校給食センターにおける一食当たり費用の目安

(単位：円)

区分	金額	内容
給食センター運営管理	2,925,854,000	光熱水費, 委託料等
給食センター賄材料購入	2,347,245,000	
給食センター維持修繕	115,903,000	
給食センター費人件費	419,975,000	
合計	5,808,977,000	
年間予定食数	8,214,394	
一食当たり	707	

※ 平成29年度当初予算における給食センター費をもとに試算

年間予定食数は学校ごとの児童生徒及び職員数に予定実施回数に乗じて算出